

ヒューリックホール東京

新型コロナウイルス感染症に関する

施設利用ガイドライン

1. はじめに

1. 基本姿勢

ヒューリックホール東京（以下、当施設）は、開業よりコンサート・多くのイベントでご利用いただいております。新型コロナウイルス感染症に係わる情報収集に努め、イベント施設として必要な感染防止策を講じてまいります。また、施設利用時に必要な感染防止策については本ガイドラインを以って示し、当施設ご利用者にも同様に感染防止策を講じていただくよう求めています。

2. 参考とする情報

本ガイドラインを策定するにあたり参考とする情報は下記の通りとなり、当施設の事業に関する項目を総合的に判断し、本ガイドラインを策定しております。

- 1) 東京都発表の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」（第3版 | 2020年6月11日）の内容及び、政府・東京都が感染防止策として示す資料の中で当施設の事業に関わりのある内容。
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/462/2020061113.pdf
- 2) （公社）全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（2020年5月25日）の内容。
https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0525covid_19.pdf
- 3) （一社）コンサートプロモーターズ協会、（一社）日本音楽事業者協会、（一社）日本音楽制作者連盟が策定した「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（2020年7月10日）の内容。
https://www.acpc.or.jp/pdf/COVID-19/20200710_01.pdf

- 4) 緊急事態舞台芸術ネットワークが策定した「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（2020年6月30日）の内容。

(http://jpasn.net/stage_guideline0630a.pdf)

- 5) 当施設が入居する有楽町センタービルの感染防止策に係わる指針の内容。

2. 感染防止のための基本的な考え方（1） - 入館時の感染源水際対策 -

3. 感染者及び感染の疑いがある者の入館制限

人を介した感染を防ぐため、感染者及び感染の疑いがある者（以下、感染注意者）を入館させないことは優先度の高い感染防止策となります。当施設の感染注意者の定義は下記の通りとなります。

- 1) 入館時に 37.5 度以上の発熱、咳、下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がある者。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者。
- 3) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者。
- 4) 新型コロナウイルス陽性判定を受け、現在医師に自宅待機支持を受けている者

4. 手指等に付着したウイルスの除去

人自身が感染していない場合でも、手指等にウイルスが付着している可能性があります。このため、入館前に手指等の消毒による除菌が必要となります。また、入館後も適宜手洗い・手指消毒を促すことにより、付着したウイルスからの感染拡大の可能性を抑えることができます。

3. 感染防止のための基本的な考え方（2） - 入館後の無症状感染者対策 -

1. 「三つの密」を回避する重要性

上記の通り、症状のある感染注意者や付着したウイルスの流入を防げたとしても、無症状感染者が入館してしまう可能性はゼロにはなりません。無症状感染者の入館を前提に防止策を講じる必要があります。その中で、有効な考え方として「三つ密の回避」があります。新型コロナウイルス感染対策専門家会議が 2020 年 3 月 19 日「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>) 内で示したいわゆる「三つの密」の条件がすべて重なった場合、感染を拡大されるリスクが高まるとされておま

す。「三つの密」の回避により感染拡大のリスクを低減させることが可能となります。3つの密とは下記の3点となります。

- 1) 密閉空間：換気の悪い場所
- 2) 密集場所：多数が集まる密集場所
- 3) 密接場面：間近で会話や発生が行われる場面

2. 「密閉空間」回避①_換気量基準

密閉空間を回避するためには換気の良い環境を作ることが重要となります。厚生労働省は2020年3月30日「商業施設等における“換気の悪い密閉空間”を改善するための換気について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>)」内の資料で一人当たりの換気量の基準を示しております。資料内を要約すると「ビル管理法に定められている【一人当たり30 m³/h】の換気量で“換気の悪い場所”を避けられるが、毎時2回の室内換気に値する【一人当たり48 m³/h】の換気量がより望ましい」としております。このことから一人当たり換気量が48 m³/h（最低でも30 m³/h）の場合、密閉空間ではないと言えます。

3. 「密閉空間」回避②_興行場営業許可

当施設は、興行場法に定義されている「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設」いわゆる興行場に類しており、興行場法の定めに従って必要な営業許可を取得しております。この興行場の営業許可には換気機能についての基準が設けられているため、興行場は高機能の空調設備により強制的な機械換気（床面積1 m²当たり75 m³/h以上）が可能となっております。

4. 「密閉空間」回避③_ホール内換気機能

当施設のホール内の換気機能は下記の通りとなっております。感染防止策に有効な換気基準を上回る数値となっております。また、集客人数を制限することにより、一人当たりの換気量はより高い数値となります。このことによりホール内は密閉空間でないとと言えます。但し、積極的な換気による感染防止策が有効であることから、定期的に扉を開けた換気は必要と考えます。

- 1) ホール内の総換気量「44,240 m³/h」。満席（886名）の場合、一人当たりの換気量「50 m³/h」（収容半分443名の場合、100 m³/h）。

5. 「密閉空間」回避④_ホワイエ 換気機能

当施設のホワイエ（ロビー）は収容人数の半分（443 席）が滞留することを想定しております。ホワイエにおいてもおおよそ感染防止策に有効な換気基準を満たしておりますが、積極的な外気を取り入れるための換気が必要であると考えます。

- 1) ホワイエの総換気量「18,960 m³/h」。滞留 443 名の場合、一人当たりの換気量「43 m³/h」（半分 222 名の場合、85 m³/h）。

6. 「密集空間」回避

イベントの特性上、密集を完全に回避をすることはとても困難であります。そのことを認識し、状況に応じたの対策が必要となります。主に密集をなるべく避ける方法として、「整列時に間隔最低 1m を空ける」対策や「時間差入退場の実施」が有効と考えられます。それでも、「一時的な密集」は避けられません。密集空間が避けられない場合は、「密閉・密接」の対策をより積極的に実施することが有効と考えられます。

7. 「密接空間」回避

当施設では、「人と人の距離が最低 2m 空けられない状態」での「日常会話より大きい声」を発する場面を「密接」と考えます。密接時は、「声の発生を極力控えること」や「飛沫防止シート・フェイスシールド等」により飛沫を直接受けない対策が必要となります。

4. 当施設の感染防止策

1. 施設内の消毒作業

下記のタイミングで用途に最適な方法で消毒を実施いたします。

- 1) 日常清掃時にドアノブ、座席肘掛け、各所手摺り、トイレの便座・床・洗面台、その他の手の触れやすい箇所を消毒。
- 2) 催事当日の本番開演後から終演前にかけて、ホワイエ（ロビー）周りの手摺り、トイレの便座・床・洗面台、その他の手の触れやすい箇所の消毒。
- 3) 1 日当たり 2 公演おこなう場合は、来場者入れ替え時に上記(2)に加えホール内の座席肘掛けを消毒。

2. 施設内での感染防止策注意喚起

当施設では、下記の方法で用いて来場者及びイベント関係者へ感染防止策の注意喚起を実施いたします。

- 1) ホワイエ内でのプロジェクター投影（約 300 インチサイズ）を活用した掲示
- 2) エントランス・トイレ・ホワイエ等でのポスター掲示
- 3) 控室・バックヤードでのイベント関係者向けのポスター掲示
- 4) 待機列が発生するエリアでの並び位置を示した足型マークの設置

3. 当施設スタッフへの義務

当施設は下記の事項を当施設スタッフに義務付けております。

- 1) 入館時に検温を実施し、[\[2-1 で示した感染注意者\]](#)に該当する場合、対象スタッフの出勤を停止。
- 2) 業務時間内のマスク着用を義務化。
- 3) 入館時の手指アルコール消毒の義務化。
- 4) 定期的なアルコール消毒、手洗い、うがいの実施。

4. 当施設の感染防止策用の設置備品 及び 貸出備品

当施設内の設置備品 及び ご利用者への貸出備品は下記の通りとなります。
(8月上旬目安に備品をさらに充実する予定。整い次第告知いたします。)

- 1) 当施設入口に来場者用オートディスペンサー（消毒液）2台の設置。
- 2) 各トイレ前、各控室に消毒液の設置（計 10 カ所）
- 3) 催事来場者のマスク未着用者にマスク無償提供（1日50枚上限/ご利用者が来場者に事前告知でマスク着用を促している場合に限る）。
- 4) 非接触体温計の貸出（4台）。
- 5) 飛沫防止シートの貸出〔幅 2.0m×高さ 1.37m〕（6枚 / 想定設置場所：もぎり・受付、物販、関係者受付等）。

6) 使い捨てゴム手袋の無償提供（1日15組上限/もぎり・受付・検温・物販スタッフ用）。

7) 使い捨てフェイスシールドの無償提供（1日6枚上限/もぎり・受付・検温用）

5. 当施設の営業方針 及び 収容率

当施設の営業方針・収容率については東京都が示す「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」（第3版 | 2020年6月11日）に従うものとします。（別紙②参照）

6. ご利用者を実施いただく感染防止策_対イベント関係者

1. 新型コロナウイルス感染症 担当責任者の設置

新型コロナウイルス感染症に関する情報を統率し、万が一の事態に円滑な対応をする観点からも担当責任者を設置することをお勧めします。担当責任者を設置する場合、その情報をイベント関係者 及び 当施設担当者に共有をお願いします。

2. 事前準備

当日必要となる事前準備及び協議を入念に進めることをお勧めします。

- 1) 当日来場するイベント関係者の「所属企業・氏名・連絡先等」をリスト化し、おおよそ3週間を目安にリストを保管すること。また、イベント関係者には管轄保健所の指示により、リスト内の個人情報を開示する可能性がある旨を承諾得ること。
- 2) 当日入館時に[\[2-1 感染注意者\]](#)に該当するスタッフが発生した場合の対応フローの事前協議。
- 3) 当施設ガイドライン 及び 該当業界団体が示すガイドラインを考慮し、当日の感染防止策の実施範囲の協議。

3. 事前告知

イベント関係者に対して下記のことを事前に告知し、感染防止策の協力を促すようお願いいたします。

- 1) 新型コロナウイルス感染症 担当責任者の連絡先の共有

- 2) 現時点で[2-1 感染注意者]に該当する場合、もしくは10日以内に類する症状があった場合、事前に申し出を促し、担当責任者に相談をすること。
- 3) 当日の感染防止策を示し、その理解と協力を促すこと。
- 4) 「新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA」のインストールを勧めること。

4. 当日入館時の対策

- 1) 当施設内及び当ビル内でのマスクの着用の義務化。
- 2) 入館時の検温・体調チェック及び手指消毒の義務化。
- 3) 入館時に[感染注意者]に該当する症状が確認できた場合は入館をさせない。

5. その他「三つの密」の対策

- 1) 控室等は密閉にせず、出来る限り扉を開けた状態とし換気を継続すること。
- 2) イベント関係者間には最低1m間隔を空けることの意識を促すこと。
- 3) 間隔があげられない場合は、会話を控えること。

6. ヒト・モノの接触に関する対策

- 1) メイク・衣装スタッフのように多くの出演者や出演者着用の衣装に接触する可能性がある場合、その前と後にスタッフ自身や道具等の消毒をこまめに実施するよう促すこと。
- 2) ドライヤーや筆記用具などの共有備品についても、使用する前と後に消毒を実施すること。
- 3) 所有する備品・道具等を貸し借りは原則禁止とし、貸し借りする場合はその前と後で消毒を実施すること。

5. ケータリングなどの飲食対応

イベント関係者に飲食物を提供する場合は下記の点を遵守してください。

- 1) ケータリングスタッフは手指等の消毒を実施し作業をすること。
- 2) ブッフェ形式の提供の禁止とし、予め取り分けられた飲食の提供をすること（個包装されていることが望ましい）。

- 3) ドリンクも同様に個別に配布するペットボトル等を取ることに。
- 4) 飲食物の近くに消毒液もしくは除菌シートを設置し、飲食前にアルコール消毒を促すこと。
- 5) ケータリングのゴミ等を撤収した後は、ケータリングスタッフは手指等を消毒すること。

7. ご利用者に実施いただく感染防止策 _ 舞台・演出

6. 舞台上の対策

- 1) 舞台上の出演者の数を極力少なくする調整を行うこと。
- 2) 出演者の立ち位置はなるべく間隔を空ける調整を行うこと。
- 3) 十分な間隔があげられない場合は、アクリルパネル等の設置を検討すること。
- 4) 舞台上のアクティングエリアから最前席までの距離を最低 2m 空けること。

7. 演出上の禁止行為等

- 1) 客席部登場などを行う際に来場者の近くで大声を出すなどの行為。
- 2) 出演者等が来場者に対して握手・ハイタッチをする行為。
- 3) 舞台上に来場者を呼びこむなどの参加型演出。
- 4) 銀テープ・花吹雪など来場者が密接になる可能性がある演出。
- 5) 出演者等が来場者に対し、コール&レスポンスや歌う行為などを煽る行為。

8. ご利用者に実施いただく感染防止策 _ 運営方法

8. 当日の入退場 及び 当日タイムスケジュールの調整

来場者の滞留による密集を避けるため、当日タイムスケジュールを検討する際に下記の点を遵守してください。

- 1) 開場時は座席番号による時間差入場を検討すること。時間差入場が難しい場合は、開場予定時間の 30 分前には開場できる状態とすること。
- 2) 開場時間から開演時間まで 1 時間の間隔を設けること。

- 3) 1日2公演以上をおこなう場合は、直前の公演の終演時間から次の公演の開場時間まで2時間を設けること。
- 4) 退場時は座席ブロックにより時間差退場を実施すること。（収容半分443名の場合、30分程度要する可能性があります）

9. 来場者リストの作成

来場者から感染者が発生したことを想定し、下記のような方法を用いて、当日の氏名・連絡先・座席番号をリスト化するようお願いします。また、個人情報取得時に管轄保健所から指示があった場合に限り、情報開示する旨の承諾を得てください。

- 1) 事前に当日来場者をWEBフォームや会員アカウントを活用し登録させる方法。
- 2) 当日来場時にチケット半券等に記入させ回収する方法。
- 3) 当日来場時にQRコードを掲示し、専用フォームから登録させる方法。

10. 来場者の待機列対応

- 1) 開場時間前に11Fエントランスで待機列を形成する場合は、最低でも1m間隔を保ち整列させること。（別紙③参照）
- 2) エントランスでの待機列が1m間隔を保てない場合は、開場時間前であってもホワイエ開場（ロビー開場）を実施すること。（別紙③参照）

参考情報

エントランス最大待機可能人数（1m間隔）：約100名 [参考図面有り]

ホワイエ（ロビー）最大待機可能人数（1m間隔）：約200名

11. 受付またはチケットもぎり対応

来場者の入場時に受付手続き及びチケットもぎりが発生する場合は下記のことを遵守してください。（別紙③参照）

- 1) チケットはなるべく電子チケットを活用すること。
- 2) 紙チケットの場合は、来場者自身が半券の切り取りを行い、チケットBOX等に投入する等の非接触の方法を優先すること。
- 3) 受付（もぎり）スタッフと来場者の間に飛沫防止シート等（当施設貸出）を設置し、飛沫防止策を講じること。
- 4) 受付（もぎり）スタッフと来場者が直接接触してしまう可能性がある場合は、使い捨てゴム手袋等（当施設貸出）を受付スタッフに着用させること。

12. 物販実施方法

物販を実施する場合は下記の点を遵守してください。

- 1) 販売スタッフと購入者の間に飛沫防止シート等（会場貸出有）を設置し、飛沫防止策を講じること。（別紙③参照）
- 2) 来場者にはキャッシュレス決済を促すこと。現金でのやり取りが発生する場合はお釣りトレーなどを用いて直接の接触を避けること。
- 3) 物販スタッフと来場者が直接接触してしまう可能性がある場合は、使い捨てゴム手袋等（会場提供有）を販売スタッフに着用させること。
- 4) 物販のサンプル商品を来場者の手の届く位置に設置しないこと。
- 5) 調理が生じる飲食物の販売をしないこと。
- 6) 限定品などの早く来館した来場者が得をするような販売方法を実施しないこと。
- 7) 公演チケット所有者以外への販売を実施しないこと。
- 8) 先行物販を実施する場合、先行物販終了時間から開場時間まで1時間の間隔を設けること。
- 9) 購入後の来場者間による物販商品のトレード行為の禁止をすること。
- 10) 物販購入者の待機列形成の際は最低1mの間隔を設けること。
- 11) その他、事前滞留・混雑の予想がされる物販については、事前予約・オンライン販売・事前整理券配布または座席番号による時間差販売等、当日の混雑が緩和する策を講じること。
- 12) 対策を講じても混雑が緩和される見込みがなく、密集状態が継続されると判断した場合は、物販の中断を指示する場合がございます。この場合は、感染防止策を最優先にし当施設スタッフの指示に従ってください。

13. 特典会実施方法

特典会について下記の点を遵守してください。

- 1) 当施設内での特典会を実施しないことを最優先に考え、オンライン特典会の実施を検討すること。
- 2) 特典会を実施する場合、出演者との接触は禁止とし、出演者と来場者が1m以内に近づくような内容としないこと。また、当施設担当者に事前に実施方法を提示し、当施設の承諾を得た場合にのみとします。承諾を事前に得てない場合、特典会の開催は認められません。
- 3) 特典会対象者の待機列形成の際は最低1mの間隔を設けること。

- 4) 対策を講じても混雑が緩和される見込みがなく、密集状態が継続されると判断した場合は、特典会の中断を指示する場合がございます。この場合は、感染防止策を最優先にし当施設スタッフの指示に従ってください。

9. ご利用者にご実施いただく感染防止策_対 来場者

1. 来場者への事前告知

催事告知媒体を活用し、来場者に対し下記事項を事前告知してください。

- 1) 発熱または新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は来場しないこと。
- 2) マスクを着用して来場をすること。
- 3) 「3つの密」を避ける行動を取るよう促すこと。
- 4) 出演者等の入り待ち・出待ちをしないこと。
- 5) 開場時間（先行物販開始時間）より早く来館しないこと。
- 6) 個人情報登録方法の案内。
- 7) 時間差入場・時間差退場の案内。
- 8) 別途ビル側の感染防止策の指示がある場合はそれに従うこと。（エレベーター・エスカレーターの人数制限等）

14. 入館時対応

- 1) 検温を実施すること。
- 2) 手指の消毒をさせること。
- 3) マスク未着用者にはマスク着用を促すこと。

15. 本番中の対応 及び 影アナウンス

来場者に対し、本番中は下記のことを遵守するよう影アナウンス等で案内をしてください。

- 1) 着席状態を基本とし立見をしないこと。
- 2) 「大声を出す・歓声・歌う」など飛沫のリスクがある行為を禁止とすること。

3) 拍手など声を出さない方法での対応を推奨すること。

4) 終了後は時差退場を実施すること。

10. 感染者発生後の対応

ご利用中及びご利用後に感染者が発生した場合、別紙④のフローに沿ってご対応ください。
また、当施設で感染者が発生し、千代田区保健所より消毒作業の指示があった場合、当施設はこれに従います。消毒作業は業者手配を含め数日間の時間を要することが想定され、消毒作業を終えるまで当施設は閉館となり、この期間は貸出停止とします。

11. 本ガイドラインの変更

16. 変更の可能性

本ガイドラインは、第1項内「参考とする情報」の内容の変更、または新型コロナウイルス感染症を取り巻く情勢の変化に応じて変更する可能性がございます。

17. 変更の周知

本ガイドラインを変更した場合、下記の方法で周知いたします。

当施設ご契約者にはメールにて周知 及び 変更点のご説明を実施。

その他、ホームページ上で変更の周知 及び 変更後のガイドラインの掲載。

12. その他

本ガイドラインに示されていない事項は、当施設利用規約に沿ってください。

2020年6月10日策定

2020年7月17日改訂